

2007 年日本政府年次報告
「業務災害の場合における給付に関する条約」(第 121 号条約)
(1999 年 6 月 1 日～2007 年 5 月 31 日)

1 質問 I について

本条約の規定を適用する法律として、

- ・石綿による健康被害の救済に関する法律(2006 年法律第 4 号)(特別遺族給付金部分)
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(2006 年政令第 37 号)(特別遺族給付金部分)
- ・厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(2006 年厚生労働省令第 39 号)(特別遺族給付金部分)

が制定された(別添 1 参照)。

また、本条約を実施している労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び船員保険法並びに関係規則等の一部について、別添 2 のような改正が行われた。

2 質問 II について

前回までの報告を以下のとおり改め、又は追加する。

[第 4 条関係]

B(i) 53, 272 千人

(労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法の適用を受ける労働者の 2005 年度における総計)

(ii) 該当無し

C 及び D 利用可能な統計はない。

E 及び F

労働者災害補償保険法の強制適用を受けない零細規模の農林水産業に従事する者の数(d)を援用する労働者数)についての利用可能な統計はないが、2007 年 5 月の労働力調査によると、農林業及び漁業全体の雇用者数は 58 万人であり、全雇用者数 5,572 万人に占める割合は 1.04%である。したがって、(d)を援用する労働者数については、第 4 条 2(d)で求める全適用者数の 10%の限度より小さい割合である。

[第 7 条関係]

B 労働者災害補償保険法における通勤の範囲は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律(2005 年法律第 108 号)(労災保険法の一部改正)及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令(2006 年厚生労働省令第 52 号)により、国家公務員災害補償法及び地方公務

員災害補償法における通勤の範囲は、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（２００６年法律第１２号）、船員保険法における通勤の範囲は、船員保険法施行規則の一部を改正する省令（２００６年厚生労働省令第１１７号）により、次のように改正された。

以下の移動を通勤の範囲に加えた。

①複数就業者の１の就業の場所から他の就業の場所への移動

ただし、国家公務員災害補償法の適用を受ける職員が営利企業の役員等との兼業の禁止を定めた国家公務員法第１０３条第１項の規定に違反して兼業を行っていた場合の就業場所から勤務場所への移動等を除く（地方公務員災害補償法の適用を受ける職員についても同旨の規定あり）。

②単身赴任者等の赴任先住居と帰省先住居等との間の移動

[第９条]

D（ii）この規定を援用する理由は現在も引き続き存在している。

[第１０条]

B 労災保険が設置し運営する、労働災害による被災者を治療するための専門病院である労災病院は、現在３３病院となっている。

[第１４条]

A 本条１の規定に関し、別添２の６及び８により改正が行われ、現在、障害等級表は以下のとおりとなっている。

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額の三—三日分	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級	同二七七日分	一 眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 三 両上肢を手関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの

第三級	同二四五日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	同二一三日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第五級	同一八四日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 一の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 一の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 二 一上肢を手関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの
第六級	同一五六日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第七級	同一三一日分	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離

		<p>では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>二の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 削除</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 女性の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの</p> <p>一三 両側のこう丸を失つたもの</p>
第八級	給付基礎日額の五〇三日分	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 せき柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 一足の足指の全部を失つたもの</p>
第九級	同三九一日分	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p>

		<p>六の三 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>七 一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>一一 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第一〇級	同三〇二日分	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>一の二 正面視で複視を残すもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 削除</p> <p>六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第一一級	同二二三日分	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>三の二 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の三 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p>

		<p>五 せき柱に変形を残すもの</p> <p>六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>七 削除</p> <p>八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第一二級	同一五六日分	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>八の二 一手の小指を失つたもの</p> <p>九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの</p> <p>一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>一二 局部にがん固な神経症状を残すもの</p> <p>一三 男性の外貌^{ほう}に著しい醜状を残すもの</p> <p>一四 女性の外貌^{ほう}に醜状を残すもの</p>
第一三級	同一〇一日分	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</p> <p>二の二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>三の二 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三の三 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>四 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 削除</p> <p>七 削除</p> <p>八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>
第一四級	同五六日分	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ</p>

		げはげを残すもの 二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 二の二 一耳の聴力が一メートル以上の距離では 小声を解することができない程度になつたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあと を残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあと を残すもの 五 削除 六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つた もの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈 伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用 を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男性の外貌 <small>ほう</small> に醜状を残すもの
--	--	---

[第16条]

介護料について、別添2の3及び5により改正が行われ、現在、支給額は以下のとおりとなっている。

① 常時介護

1ヶ月56,710円

(介護に要する費用として支出された費用の額が56,710円を超える場合には、104,590円を限度として、実際に支給された費用の額)

② 随時介護

1ヶ月28,360円

(介護に要する費用として支出された費用の額が28,360円を超える場合には、52,300円を限度として、実際に支出された費用の額)

[第19条]

I A 「平均賃金」の算定方式は従来の報告のとおりであるが、一時的又は初期的な労働不能に係る給付については、同算定方式により算定した額が4,100円未満の場合には、4,100円を「平均賃金」にかえて用いる。永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付及び扶養者の死亡(遺族3人の場合)については、同算定方式により算定した額が以下の年齢階層別の最低賃金額に満たない場合、当該最低限度額を「平均賃金」にかえて用い、同様に最高限度額を超える場合、当該最高限度額を「平均賃金」にかえて用いる。

また、第19条3に関しては年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額・最高限度額が導入されており、2007年6月30日現在の最低限度額・最高限度額は以下のとおりである。

年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39
最低限度額	4,229円	4,847円	5,744円	6,478円	7,062円
最高限度額	13,467円	13,467円	13,467円	16,245円	20,084円

40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
7,223円	6,973円	6,479円	5,843円	4,539円	4,100円	4,100円
22,591円	23,941円	24,164円	23,928円	21,164円	14,608円	13,467円

I B 前回までの報告から変更はない。

I C 13,467円である。「賃金構造基本統計調査」(平成17年度)の所定内給与額の男女計・年齢計の第3・四分位数は404,000円であり、これを30で除して日額換算(円未満端数切り上げ)すると、13,467円となる。

II D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

(i) 一時的又は初期的な労働不能に係る給付	10,774円(1暦日につき)
(ii) 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付	3,299,415円(1年につき)

III D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

扶養者の死亡に係る給付 (遺族3人の場合)	3,003,141円(1年につき)
--------------------------	-------------------

IV D 基礎的期間中に支給される給付の額は、次のとおりである。

(i) 一時的又は初期的な労働不能に係る給付	10,774円(1暦日につき)
(ii) 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付	3,299,415円(1年につき)
(iii) 扶養者の死亡に係る給付(「子のいない寡婦」の場合)であって、その死亡した夫の賃金が男子熟練労働者の賃金に等しい場合)	寡婦の年齢又は障害の程度に応じ 2,060,451円(1年につき) ～ 2,356,725円

V 本条 I Aにおける報告を参照。

[第21条関係]

第14条2及び第18条1の規定に基づく現金給付に関し、前回の報告を以下のとおり更新する。

2

再検討期間	生計費指数	賃金指数
A 期間の始め(1999)	100	100
B 期間の終り(2006)	97.5	96.8

C A/B (百分率)	102.6	103.3
-------------	-------	-------

(注) 上記の表は、1999年を100とした指数で示したものである。

3

再検討期間	給付		
	受給者1人あたりの平均Ⅰ	標準受給者に対する給付Ⅱ	給付水準についてのその他の評価Ⅲ
A 期間の始め(1999)	100	100	
B 期間の終り(2006)	99	99	
C A/B(百分率)	101	101	

(注) 上記の表は、受給者1人あたりの平均額及び標準受給者に対する給付額の統計はないので、1999年を100とした指数で示したものである。

[第26条関係]

A (b) 労災保険が設置し運営する、労働災害による被災者を治療するための専門病院である労災病院は、現在33病院となっている。

また、障害者に対し、職業訓練を行うための施設である障害者職業能力開発校は、現在19校となっている。

(c) 我が国においては、障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年法律第123号)に基づき、①事業主に対し障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務付ける雇用義務制度、②障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る納付金制度、③障害者の職業生活における自立を図る職業リハビリテーションの実施等により、障害者の雇用対策に取り組んでいるところである。

なお、障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに、以下の機関で実施している。

① 公共職業安定所(全国584カ所)

② 障害者職業センター

・ 障害者職業総合センター(全国1カ所)

・ 広域障害者職業センター(全国3カ所)

・ 地域障害者職業センター(全国47カ所、5支所)

③ 障害者雇用支援センター(全国14カ所)

④ 障害者就業・生活支援センター(全国135カ所)

B 業務災害の頻度及び強度は次のとおりである。

年	死傷者数 (労災保険新規受給者数)	死亡者数	度数率	強度率
1999	603千人	1,992	1.80	0.14
2000	603千人	1,889	1.82	0.18
2001	600千人	1,790	1.79	0.13
2002	578千人	1,658	1.77	0.12

2003	594千人	1,628	1.78	0.12
2004	603千人	1,620	1.85	0.12
2005	608千人	1,514	1.95	0.12

3 質問Ⅲについて

前回までの報告に以下を追加する。

厚生労働大臣の直接の管理に属する厚生労働省労働基準局、都道府県労働局及び労働基準監督署が、労働基準法及び労働者災害補償保険法の施行に当たっており、本条約の規定するところをも監督している。

4 質問Ⅳ、Ⅴについて

前回までの報告に追加すべき事項はない。

5 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

○石綿による健康被害の救済に関する法律（2006年法律第4号）（抄）

第三章 特別遺族給付金

（特別遺族給付金）

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受け権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受け権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受け権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき）は、することができない。

1999年6月1日から2007年5月31日における法令改正事項

- 1 中小企業事業主における特別加入の範囲の拡大（1999）
労働者災害補償保険法施行規則 第46条の16
- 2 二次健康診断等給付の創設（2000）
労働者災害補償保険法 第26条 第27条 第28条
労働者災害補償保険法施行規則 第18条の16 第18条の17
第18条の18 第18条の19
- 3 介護（補償）給付の支給額の引き上げ（2000）
労働者災害補償保険法施行規則 第18条の3の4
- 4 特定作業従事者における特別加入の範囲の拡大（2001）
労働者災害補償保険法施行規則 第46条の18
- 5 介護（補償）給付の支給額の引き下げ（2003、2004、2006）
労働者災害補償保険法施行規則 第18条の3の4
- 6 障害等級の見直し（手指の亡失等の等級整理等）（2004）
労働者災害補償保険法施行規則 別表第一
- 7 通勤災害保護制度の拡大（2005）
労働者災害補償保険法第7条
労働者災害補償保険法施行規則第6、7条
- 8 障害等級の見直し（胸腹部臓器の機能障害における障害等級の見直し）（2006）
労働者災害補償保険法施行規則 別表第一
- 9 労働福祉事業の見直し（2007）
労働者災害補償保険法 第29条

上記3、5、6、7、8について国家公務員災害補償法及び関係規則等も同様の改正を行っている。

1、2、4、9については、適用対象者の性質等により、同法の改正の余地がないものである。

上記3、5、6、7、8については地方公務員災害補償法も同様の改正を行っている。

1、2、4、9については、適用対象者の性質等により、同法の改正の余地がないものである。

上記3、5、6、7、8については船員保険法も同様の改正を行っている。

1、2、4、9については、適用対象者の性質等により、同法の改正の余地がないものである。